

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ 貸出会議室・カフェのご利用について
(新型コロナウイルス感染症防止対策関連)【8月27日18時更新】

当面の利用上のご注意

1. 感染予防対策への協力

ご利用の際には、適切な感染予防対策をお願いします。

(感染予防対策の例)

- ・入館時のマスクの持参および着用
※運動目的の利用においては、運動中はマスクを外すことも可能ですが、運動前後や会話時はマスクの着用をお願いいたします。
- ・入口での手指のアルコール消毒
- ・利用者同士の適度な間隔（できるだけ2m以上）の確保

2. 利用目的の制限

貸出会議室は、当面の間、原則的に、会議、研修目的等でのご利用に限らせていただきます。感染予防対策の困難な利用目的でのご利用は、お断りさせていただく場合があります。

(お断りする利用目的の例)

- ・体操・ダンス等の呼気による飛沫感染や身体の接近・接触が起こりやすいもの
- ・合唱・演劇等の大声を発するもの
- ・調理・実習等の身体や道具を介しての接触が起こりやすいもの

※感染予防対策が充分に取られている場合には、上記に掲げた利用目的でもご利用いただけます。詳しくは総合プラザ総合案内へお問い合わせください。

3. 利用人数の制限

貸出会議室のご利用人数は、他の区民利用施設と同様に、次のとおり制限させていただきます。

- ・定員の半分以下。
- ・椅子の使用は、机1台（幅1.8mのもの）につき原則1脚まで。

※机・椅子使用の場合は、実質、定員の3分の1以下となります（通常時は机1台に椅子3脚）。人と人との間隔を2m程度（最低1m）空けていただくための措置です。

(人数制限の例)

- ・区民活動支援会議室 1-1 定員 36 人→利用人数 18 人以下（机・椅子使用の場合は 12 人以下）
- ・研修室 C（C-1・C-2 の合体） 定員 240 人→利用人数 120 人以下（机・椅子使用の場合は 80 人以下）

4. 飲食の制限

貸出会議室内は、飲料の持込みはできますが、食事はご遠慮ください。

5. 感染が疑われる方の制限

次のいずれかに該当する方は、利用をご遠慮いただきますようお願いいたします。

- ・発熱や風邪の症状のある方
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた方又は過去 14 日以内に陽性者と濃厚接触があり、健康観察

期間中の方

- ・過去 14 日以内に、政府から入国制限を受けた方、入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航歴のある方、又はそれらの方やそれらの国等の在住者と濃厚接触があった方

6.他施設のご利用

貸出会議室とカフェ以外の施設（保健センター等）では引き続き事業を一部休止している場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

7.今後の予定

国や東京都などの新型コロナウイルス対策の状況によっては、再び利用を休止する場合があります。

貸出会議室・カフェについてのお問合せ先

保健医療福祉総合プラザ 運営管理室

電話番号 03-6379-4301

ファクシミリ番号 03-6379-4305

（指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社）